

【参考】新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
(第1条省略) (徴収の方法及び期限) 第2条 (第1項から第3項まで省略) 4 第1項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条に規定する認定の申請をしている場合には、同法第7条の規定により、同法第3条に規定する就学支援金（以下「就学支援金」という。）を授業料に係る債権の弁済に充てることにより、徴収するものとする。ただし、同法第8条第1項の規定により就学支援金の支給が停止された期間及び同法第9条の規定により就学支援金の支払を差し止められた期間に係る授業料についてはこの限りでない。 5 就学支援金の支給がされないことにより、前項本文の規定による授業料の徴収をすることができない場合は、就学支援金の支給がされないと判明した日から30日以内に、期限を付して当該授業料の請求することにより徴収するものとする。 (徴収の特例) 第3条 前条第1項の規定の適用を受ける者のうち、年度の中途において入学（転入学を含む。以下この条において同じ。）した者の授業料については、これを月割にしてそれぞれの月割分（入学した月の月割分を含む。）の授業料を同項の規定によりこれらに相当する授業料を徴収すべき期限に徴収する。ただし、当該期限により難いと教育長が認めた授業料については、教育長が別に定める期限に徴収する。 2 前項の場合において、年度の中途に入学した者が高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第5条第1項に規定する受給権者又は他の横浜市立高等学校から転学した者でその月の授業料を既に納入した者であるときは、前項の規定にかかわらず、入学した月の月割分の授業料を徴収しない。 3 前条第2項の規定の適用を受ける者のうち、月の中途において入学した者については、入学の日から5日以内に月割の授業料を徴収する。ただし、他の横浜市立高等学校から転学した者でその月の授業料を既に納入した者については、これを徴収しない。 (以下省略)	(第1条省略) (徴収の方法及び期限) 第2条 (第1項から第3項まで省略) 4 第1項及び第2項の規定は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条に規定する認定の申請をしている場合等他の制度により授業料に相当する金額を授業料に係る債権に充てることにより徴収することとなるときには適用しない。 5 前項に規定する徴収方法により徴収しようとした授業料が当該徴収方法によっては徴収できないことが判明した場合は、当該判明した日から30日以内に、期限を付して請求することにより授業料を徴収するものとする。 (徴収の特例) 第3条 前条第1項の規定にかかわらず、年度の中途において入学（転入学を含む。以下の条において同じ。）した者の授業料については、これを月割にしてそれぞれの月割分（入学した月の月割分を含む。）の授業料を同項の規定によりこれらに相当する授業料を徴収すべき期限に徴収する。ただし、当該期限により難いと教育長が認めた授業料については、教育長が別に定める期限に徴収する。 2 前項の規定にかかわらず、前条第4項の規定により同条第1項の規定を適用しないとされた者又は他の横浜市立高等学校においてその月の授業料を既に納入した者が月の中途に入学した場合における当該月の月割分の授業料は、これを徴収しない。 3 前条第2項の規定により授業料を徴収される者のうち、月の中途において入学した者については、当該入学の日から5日以内に月割の授業料を徴収する。 (以下省略)